

令和6年能登半島地震で人的・住家被害を受けられた方へ 義援金 第一次配分のお知らせ

中能登町からのお知らせ

令和6年能登半島地震 被害に遭われた方へお知らせ

令和6年1月1日（月）午後4時10分頃、能登半島においてマグニチュード7.6の地震が発生し、中能登町においては最大震度6弱の地震が観測されました。

被災された町民の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

町では、災害に伴う各種支援制度について、令和6年1月17日及び2月22日に広報号外にて資料を全戸配布してお知らせしました。被災された方々が、一日も早く安全・安心な生活を再建できるよう、支援制度に関する手続き等について、改めてお知らせいたします。

中能登町は、今後も町民生活の早期安定のため、迅速かつ的確な対応や情報発信に全力で取り組んでまいります。

◎罹災証明書が届いた方へ

被災者生活再建支援 特設会場を開設中です。

裏面の支援制度一覧をご覧ください、
ご相談や申請の手続き等にお越しく下さい。

日時：令和6年1月29日（月）から当分の間
午前9時から午後4時まで受付（土日祝日も開設します）

場所：中能登町役場 行政サービス庁舎 1階特設会場

令和6年3月11日時点

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された方に対して、国内外の皆様から寄せられた義援金を、次のとおり配分いたします。※義援金は、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

1. 配分対象及び配分金額

令和6年能登半島地震により下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請することができます。

被害区分	対象	申請できる方	配分金額
人的被害	重傷者 今回の震災により、1か月以上の治療を要する負傷を負った方 ※被災後の後片付け作業中に骨折したなどの2次被害は対象外	負傷した本人	10万円/人
住家被害	全壊 罹災証明書で「全壊」と認定された世帯 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊の判定を受けていても、やむを得ず解体した場合は「全壊」とみなす(みなし全壊)	住居に居住していた世帯主	20万円/世帯
	大規模半壊 罹災証明書で「大規模半壊」と認定された世帯		15万円/世帯
	中規模半壊 罹災証明書で「中規模半壊」と認定された世帯		10万円/世帯
	半壊 罹災証明書で「半壊」と認定された世帯		5万円/世帯

2. 必要な書類

(1) 令和6年能登半島地震災害義援金配分申請書

(2) 添付書類

① 重症を負った方

医師の診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。

② 住家に被害を受けた方

罹災証明書の写し

被害を受けた住家に住民登録がない場合は、居住していたことを証明する書類
(世帯主名義の水道・電気等の料金明細、家屋の賃貸契約書等)

「みなし全壊」で申請する場合は、解体証明書の写しまたは滅失登記済みの登記簿謄本

③ 通帳の写し または キャッシュカードの写し

振込先の口座番号・名義人のフリガナ表記が記載されているページをコピーしてください。

申請者と振込口座名義が異なる場合は、委任状が必要になります。

3. 申請方法

(1) 窓口 場所：中能登町役場 行政サービス庁舎 1階 特設会場

受付日時：令和6年3月16日(土)から 午前9時から午後4時まで

※住民窓口課 会計窓口でも、平日 午前8時30分から午後5時15分まで受付いたします。

※対象の方には、申請書を郵送します。

(2) 郵送 「2. 必要な書類」をご確認の上お送りください。

あて先：〒929-1692

石川県鹿島郡中能登町能登部下91部23番地 中能登町役場 住民窓口課 会計窓口

4. 注意事項

(1) 中能登町災害義援金の配分対象となった場合、この申請書により申請したものとみなします。

(2) 今後の義援金受入れ状況に応じ、追加配分がある場合は、同じ口座に振り込みます。

※再度の申請は必要ありません。

5. 問い合わせ先

(1) 配分対象及び配分金額に関すること

義援金配分委員会事務局(石川県健康福祉部企画調整室)

電話：076-225-1412

(2) 配分、申請手続きに関すること

中能登町役場 住民窓口課 会計窓口

電話：0767-72-3130

令和6年3月11日時点

【令和6年1月1日発生の能登半島地震における主な支援制度一覧】

被災者生活再建支援特設会場

令和6年3月11日時点 Ver. 3.0

中能登町では、地震で被害に遭われた方へ以下の支援制度を設けています。
各制度の申請は、**被災者生活再建支援特設会場**にて取り扱いを行います。**※最新情報は町ホームページでご確認ください。**

日時：令和6年1月29日（月）から 午前9時から午後4時まで受付
場所：中能登町役場 行政サービス庁舎 1階特設会場

項目	支援制度名（担当課）	支援内容	罹災証明	罹災証明の基準						必要書類等 円滑にお手続きいただけるよう、 事前にご準備をお願いします。
				全壊 50%以上	大規模 半壊 40%以上 50%未満	中規模 半壊 30%以上 40%未満	半壊 20%以上 30%未満	準半壊 10%以上 20%未満	一部損壊 10%未満	
支援金の支給	被災者生活再建支援金 (住民窓口課 72-3132)	居住する住宅に被害を受けた世帯の世帯主に対し、被災者生活再建支援金が支給されます。住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」を支給します。世帯人数、罹災判定区分、住宅の解体状況や再建方法により、1.5万円から300万円までの間の額が支給されます。	必要	○	○	○	○	○	○	①罹災証明書 ②世帯主の預金通帳 ③住民票（窓口発行のみ手数料免除）もしくは世帯主のマイナンバーのわかるもの ④来庁者の本人確認書類 ※半壊等の場合は解体証明書 ※加算支援金申請の場合は契約書等
義援金の支給	義援金（第一次配分） (住民窓口課 72-3130)	災害により人的被害及び住家被害を受けた方に対し、国内外の皆様から、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられた義援金が配分されます。 ※申請受付は令和6年3月16日からで、対象者には申請書を郵送します。	必要	○	○	○	○	○	○	①罹災証明書 ②預金通帳 ※重傷を負った方は医師の診断書 ※みなし全壊の場合は解体証明書等 ※住民登録がない場合は居住を証明する書類
弔慰金の支給	災害弔慰金 (長寿福祉課 72-3135)	災害により死亡したとき、その者の遺族に対して、災害弔慰金が支給されます。 ①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②その他の者が死亡した場合 250万円	不要							来庁者の本人確認 ※長寿福祉課へ申出下さい
見舞金の支給	災害障害見舞金 (長寿福祉課 72-3135)	災害により重度の障害を受けたとき、当事者に対して、災害障害見舞金が支給されます。 ①生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円 ②その他の者が重度の障害を受けた場合 125万円	不要							①重度の障害を受けた方の診断書 ②来庁者の本人確認 ※長寿福祉課へ申出下さい
生活必需品の給与貸与	生活必需品の給与貸与 (長寿福祉課 72-3135)	災害により住家が全壊、半壊により、生活上必要な被服、寝具その他必需品を喪失・損傷により使用できず、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して支給します。 ※申請受付は、令和6年3月31日までです。	必要	○	○	○	○			①罹災証明書 ②来庁者の本人確認 ※長寿福祉課へ申出下さい
生活資金貸付	災害援護資金貸付金 (長寿福祉課 72-3135)	被災した世帯主に対し、生活の立て直しのため災害援護資金の貸付します。 ①貸付金額150万円～350万円（被害の種類、程度、所得要件による） ②償還期間10年（据置期間を含む） ③利率3.0% 保証人あり	必要	○	○	○	○			①罹災証明書 ②来庁者の本人確認 ※長寿福祉課へ申出下さい
住宅等の修繕・補修	住宅の緊急修理制度 (土木建設課 72-3921)	災害救助法に基づき、屋根等に被害が生じた住宅には、降雨による雨漏りに対応するため屋根にブルーシート等をかける場合、その費用について補助が受けられます。なお、費用は町が業者に直接支払う制度となっています。 ①限度額：5万円以内 ②実施期間：令和6年1月1日から3カ月以内（令和6年3月31日まで）	不要							①被災状況写真 ②申込書
	住宅の応急修理制度 (土木建設課 72-3921)	災害救助法に基づき、被災した住宅の日常生活に必要不可欠な部分の応急処理について、町が事業者に修理費用を支払います。 ①半壊以上：修理限度額70万6千円 ②準半壊：修理限度額34万3千円 ③実施期間：令和6年1月1日から12カ月以内（令和6年12月31日まで）	必要		○	○	○	○		①罹災証明書 ②申込書 ③資力に関する申出書 ④被災状況写真 ⑤住宅被害状況に関する申出書 ⑥修理見積書
	危険ブロック塀の撤去に関する補助金 (土木建設課 72-3921)	道路に面するブロック塀の倒壊等による、道路の通行を確保し、塀倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、危険なブロック塀を撤去する費用を補助します。 ①限度額：10万円以内 ②4,000円×取壊しブロック塀の面積(m ²)	不要		罹災に係らず、危険性があり、要件を満たせば対象となります。 土木建設課までご相談ください。					
仮住居の提供	県営住宅の供与 (土木建設課 72-3921)	令和6年能登半島地震に伴い、現在の住宅に住むことが困難となった方に県営住宅を提供します。	必要	○	○	○	○			目的外使用許可申請書等 (町役場で申請できます)
	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与 (土木建設課 72-3921)	石川県・富山県・福井県及び新潟県内の民間賃貸住宅を貸主・入居者・町の3者契約にて、町が住宅を借り受け、入居者に提供します。入居決定は、県が行います。ただし詳細な諸条件があります。	必要	○	屋根、外壁の損傷により雨風をしのぐことができない等により住宅の再利用ができず解体するものは対象。					
ごみの処分など	家庭からの災害ごみの搬入 (生活環境課 72-3927)	災害により発生した、家庭からの災害ごみ搬入許可の申請受付を行っています。申請受付時に、搬入方法や仮置場の案内をします。	※3/1～必要	災害ごみの受け入れは令和6年3月31日までです。						令和6年3月1日より 罹災証明書、被災証明書、被災届出書 (上記いずれかを受付で提示)
被災家屋等解体・撤去	公費解体・自費解体（費用償還） (生活環境課 72-3927)	地震により被災した、半壊以上の家屋等（倉庫、納屋などを含む）の解体・撤去について、予約受付、事前相談を行います。 ※申請受付は令和6年3月16日から日時予約制となります。	必要	○	○	○	○			公費解体と自費解体の申請書類が異なるため、事前にご相談ください。

※ 税金や保険料などの減免、徴収猶予などは、それぞれの担当課へお問い合わせください。